

札幌市豊平館条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市豊平館条例の一部を改正する条例

札幌市豊平館条例(昭和 33 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表 2

区分		単位	観覧料
個人	一般	1 人 1 回につき	350 円
	高校生、大学生及びこれらに準ずる者 (以下「高校生等」という。)		150 円
団体	300 円		

(2) 別表 2 備考 1 中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考 2 中「総人員」を「者（高校生等及び備考 1 に規定する者を除く。）の総数」に改める。

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

(理 由)

豊平館の観覧料を北海道内における重要文化財建造物等の観覧料を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。